

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話(099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2019年(平成31年)

March 3月号

産業保健 ~「働く人」とストレス対処法~



玉里邸にて（鹿児島市）

【写真提供：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1	テレワークを活用してみませんか	8
産業保健 ~「働く人」とストレス対処法~	2	保健師からお届け クローバーたより	
労務管理あれこれ		～風しん予防対策、重要です！	9
～年休に対する賃金で歩合給部分の扱いは～	3	2019年度労働基準監督官採用試験の実施について	10
年次有給休暇の時季指定義務について	4～5	DVD教材貸し出しのご案内	11～12
「外国人雇用状況」の届出状況について	6	講習案内書（パンフレット）の配布について	13
平成31年 業種別死傷災害発生状況（1月末速報値）	7	2019年度技能講習・安全衛生教育のご案内	13～17
各種行事・研修会等のご案内	7	平成31年4月の講習開催のご案内	18

さくらじま

昨年還暦を迎える、いよいよ職業人生にも一区切りをつける時がやってきた。

還暦とは60年経って十二支を一巡し誕生年の干支に還ることであるが、30年は半還暦というらしいので、例えて言うなら平成の30年間は半還暦ということ。

平成の世を振り返ると、情報伝達が非常に発達し生活や職場の在り方を一変させた感が強い。平成に入ると間もなくパソコンが活躍し始め、平成10年頃以降は携帯電話、その後の各種モバイル機器の発達によって各種の複雑な情報も移動しながら取得できるという、一昔前では考えられなかつたような夢のような話になった。もう間もなくすると、5Gというあらたな段階の情報通信が始まるということ。理解するのもままならなくなつた。平成の半還暦で産業は凄まじく成長した。

ところで、働く人々にとって平成はどうだったのだろうか。バブル絶頂期に平成に入るも、その後は「失われた20年」などと言われた先行き不透明な時代、リーマンショック後は優秀な若者ですら希望

する就職が難しい時代となった。若者ですら厳しい就職環境の中、高齢者や職業経験の少ない女性にとってその厳しさは如何ばかりであったか。

平成が終わる現在、景気や構造的な問題も含め、人手不足によって今後の日本社会の成長に高齢者や女性は欠かせない存在だ。さらには、課題を抱えながらも外国人労働力がいくつかの分野で期待されている。

労働力人口の減少は構造的に分かっていた筈だが、「資本主義は常に目の前の最大利益を産む方向に動く。正しいとか間違いといった判断を資本主義はしない。」と説くアメリカの経済学者がいう通り、問題は先送りされていった。

働き方改革も同様、経営者にとって利益が拡大化していく方向の先に働き方改革が存在しなければうまく進まないのではと思う。

平成の世が見せた様々な成長と課題を次代はどのように発展させ、また課題を解決していくのだろうか。次の半還暦を迎えるときは（私は生きていかないかもしれないが）楽しみのような怖いような気がする。



「働く人」とストレス対処法

鹿児島産業保健総合支援センター産業保健相談員 長友 医継
(医療法人玉水会病院心療内科)

米国労働安全衛生研究所の職業性ストレスモデルによると、「働く人」は、年齢、性別、性格、雇用保証期間などの個人的要因を背景に、職場のストレッサーとともに仕事以外の要因も加わりストレス状態が亢進します。そして、緩衝要因である上司、同僚や家族からの支援があっても、過剰ストレス状態になるとストレス反応を起こし、さらにはいわゆる「ストレス病」を発症します。

このような状況を引き起こさないためには、職場のメンタルヘルス対策とともに、「働く人」自身によるストレス対処の実践が必要になります。これには、問題焦点型対処法と情動焦点型対処法があります。

1. 問題焦点型対処法

ストレッサーとなっている問題に正面から向き合い、状況の改善を目指すことでストレスの軽減を図るもので、これを実行するには以下のような技法を取り入れると有効です。

- (1) 傾聴：ただ人の話を聞くだけでなく、相手に積極的に関心を持ち、より深く、丁寧に耳を傾けます。これには、相手を分かろうとする「傾聴技法」、わかつたことを伝える「応答技法」、そして、さらにわかつらうとする「質問技法」があります。
- (2) アサーション：自分とともに他者の権利も尊重しながら、自分の考え方や感情などを相手に攻撃的あるいは受け身にならずに主張します（主張的行動、アサーティブ〈I am OK, you are OK〉）。攻撃的行動（アグレッシブ〈I am OK, you are not OK〉）や受身的行動（ノン・アサーティブ〈I am not OK, you are OK〉）では問題解決には至りません。
- (3) 考え方の工夫（認知行動療法）：ネガティブな認知（ものの捉え方）を柔軟で合理的な考え方に入れ替えていきます。ネガティブな認知としては、「マイナス思考」や「○○すべき思考」がよく知られています。他にも、「全か無か思考」、「こころの色眼鏡」、「拡大解釈と過小評価」、「結論の飛躍」などがあります

が、詳細は割愛します。

しかし、現実社会では問題焦点型対処法で対処しきれない事例が多くあります。このような場合、ストレス反応で生じた不安やいらいら感などの情動を軽減することで、ストレスを解消する情動焦点型対処法が有効です。

2. 情報焦点型対処法

この対処法には、「働く人」が普段意識しないで行っている運動、旅行、入浴やマッサージなども含まれますが、以下のような臨床の場で治療の一環として用いられている技法もあります。

- (1) 脇下丹田呼吸法：脇の下3寸にある丹田に意識の重心を置き、腹式呼吸を行います。
 - (2) ストレッチング：筋肉を伸ばすことで、緊張している筋肉を弛緩させます。
 - (3) 漸進的筋弛緩法：筋肉の緊張と弛緩を繰り返すことで身体のリラックスを導く方法です。ストレッチングも漸進的筋弛緩法も全身の筋肉に適用できます。
 - (4) 音楽：自分の気持ちと同質の音楽を聞き、音楽に自分の気持ちを代弁させます（アルトシューラーの原理）。例えば、ストレス状態で憂鬱な時は、ショパンのピアノ・ソナタ第2番変ロ短調「葬送」を選択します。
 - (5) 自律訓練法：心身を緊張状態から弛緩状態へと変換させることを目的とした一種の自己催眠法です。まず、「気持ちが落ち込んでいる」状態（背景公式）になり、さらに「手足が重たい」（第1公式）、「手足が温かい」（第2公式）などと自己暗示をかけます。思考や感情をコントロールすることが可能になるとされています。
- 問題焦点型対処法にしろ情動焦点型対処法にしろ、「働く人」自身が取り組みやすい方法で日々のストレスの軽減に努めたいものです。

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

年休に対する賃金で歩合給部分の扱いは

(Q) 当社では、営業部門の従業員に対しては、基本給、諸手当のほか、その従業員の販売実績に応じて歩合給を支払っており、その額は月平均3万～4万円程度です。

ところで当社では、営業部門の従業員が年次有給休暇を取得した場合でも、基本給、諸手当及びその月の実際の販売実績に応じた歩合給を支給しているのですが、先日営業部門の従業員に、「その月の販売実績に応じた歩合給に加え、年休取得日数分の歩合給を加算して支払うべきではないか」といわれました。当社としては、年休取得日数分の歩合給まで支給する必要はないと思うのですが、いかがなものでしょうか。

1日当たりの歩合給を算出し加算して支給を

(A) 使用者は、労働者が、年次有給休暇を取得した日についても賃金を支払わなければなりません（労働基準法第39条第6項）。そして、年休に対し支払うべき賃金について、同項は次の3つの支払い方法を定めています。

- ① 法第12条に定める平均賃金
- ② 所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金
- ③ 健康保険法による標準報酬日額に相当する金額

①の平均賃金は、年休取得日以前3か月間に労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除して算定します。

この賃金の総額には、臨時に支払われた賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入されませんが、家族手当、通勤手当、残業手当などのほか、歩合給、宿日直手当などもすべて算入しなければなりません。

②の通常の賃金によって支払われる場合は、日給者、月給者が年休を取得した日についても、出勤したものとしてそのまま日給額、月給額を支払えば有給として取り扱ったことになります。

③の標準報酬日額に相当する金額を支払う場合については、毎年8月1日以前3か月間の報酬に基づいて労働者ごとに標準報酬日額が決められていますから、年休に

対してはそれと同額の賃金を支払えばよいことになります。ただし、この支払い方法を探る場合は労使協定を締結しなければなりませんから、原則は前記①または②の方法によることになり、③の方法は極めて例外的なものです。

さて、ご質問から察しますに、御社は、②の方法を探用していると思われますので、②についてみていくことにしましょう。

②の支払い方法については、前述のとおりですが、歩合給についてはどう扱えばよいのでしょうか。

極端な例ですが、仮にすべて歩合給の労働者が、ある月に年休を取得したとして、その労働者が、年休取得日を除いたその月の労働によって20万円の歩合給を得た場合に、20万円のみを支給したのでは、休んだ分だけ収入が減ることになり、欠勤と同じことになってしまいます。

このような扱いでは、月の半分年休を取得したとすると、その労働者のその月の賃金は普段の約半分になってしまふことになります。

通常の賃金によって支払われる場合とは、年休を取得した日も、賃金については出勤したものとして取り扱うというものです。

したがって、このような場合の年休に対する賃金は、歩合給についても出勤して普通どおり働いたとすれば得られたであろう歩合給額を支給しなければなりません。

その額は、施行規則第25条第6号により、その賃金算定期間に出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を当該賃金算定期間における総労働時間数で除した金額に、当該賃金算定期間における1日平均所定労働時間を乗じた金額となります。

例をあげて説明しますと、年休を取得した労働者が、その月に時間外を含め200時間働き、4万円の歩合給を得ていた場合は、

$$4\text{万円} \div 200\text{時間}=200\text{円}$$

すなわち、この労働者は、1時間当たり200円の歩合給を得ていることになります。この会社の1日の所定労働時間が8時間だとすると、

$$200\text{円} \times 8\text{時間}=1,600\text{円}$$

を1日の年休に対して支払わなければならないことになります。

年次有給休暇の時季指定義務について

鹿児島労働局監督課

- 労働基準法では、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的として、一定の要件を満たす労働者に対し、毎年一定日数の年次有給休暇を与えることを規定しています。（※）

(※) 年次有給休暇（労働基準法第39条）

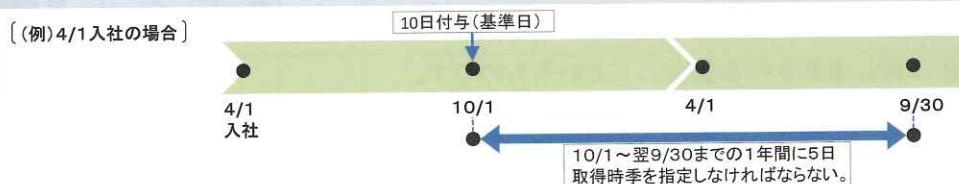
雇入れの日から起算して6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者（管理監督者を含む）には、年10日の有給休暇が付与されます。

- 継続勤務6年6か月で年20日が限度となります。

- パートタイム労働者など所定労働日数が少ない労働者については、所定労働日数に応じた日数の有給休暇が比例付与されます。

- 年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされていますが、職場への配慮やためらい等の理由から取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。
- このため、今般、労働基準法が改正され、**2019（平成31）年4月から、全ての企業において、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となりました。**

時季指定義務のポイント



- 対象者は、年次有給休暇が**10日以上付与される労働者（管理監督者を含む）**に限ります。
- 労働者ごとに、年次有給休暇を**付与した日（基準日）**から**1年以内に5日**について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- 年次有給休暇を**5日以上取得済み**の労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。

(※) 労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数（計画的付与）については、5日から控除することができます。

- (例)
- | | |
|-------------------------|---------------|
| ➢ 労働者が自ら5日取得した場合 | ⇒ 使用者の時季指定は不要 |
| ➢ 労働者が自ら3日取得+計画的付与2日の場合 | ⇒ " |
| ➢ 労働者が自ら3日取得した場合 | ⇒ 使用者は2日を時季指定 |
| ➢ 計画的付与で2日取得した場合 | ⇒ " 3日 " |

- 使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。
- 使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

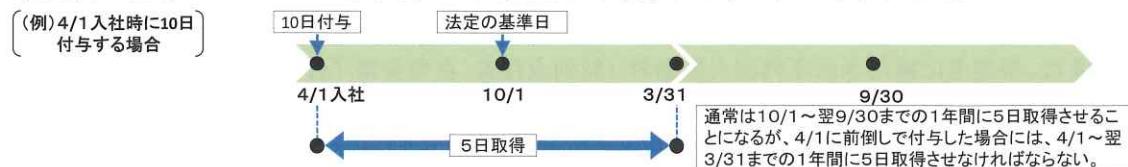
法定の基準日（雇入れの日から半年後）より前に年次有給休暇を付与する場合などの時季指定義務の取扱いについては、裏面を参照してください。

※法定の基準日と異なり、

- 入社日から年次有給休暇を付与する場合や、
- 全社的に年次有給休暇の起算日を合わせるために2年目以降に付与日を変える場合などについては、以下のような取扱いとなります。

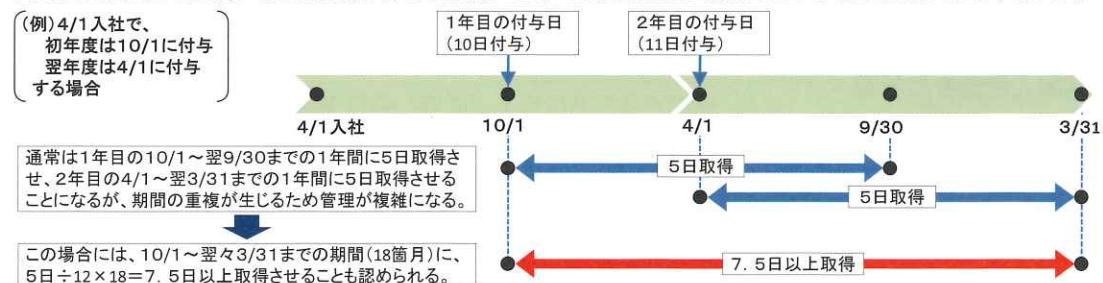
①法定の基準日（雇入れの日から半年後）より前に10日以上の年次有給休暇を付与する場合

⇒使用者は付与した日から1年内に5日指定して取得させなければなりません。

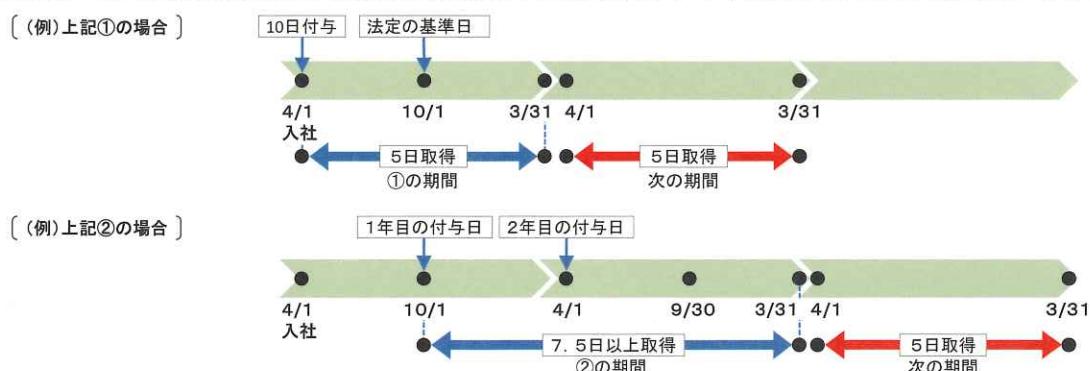


②入社した年と翌年で年次有給休暇の付与日が異なるため、5日の指定義務がかかる1年間の期間に重複が生じる場合（全社的に起算日を合わせるために入社2年目以降の社員への付与日を統一する場合など）

⇒重複が生じるそれぞれの期間を通じた期間（前の期間の始期から後の期間の終期までの期間）の長さに応じた日数（比例按分した日数）を、当該期間に取得させることも認められます。



③上記①・②の期間経過後は当該期間の最終日の翌日からの1年間に5日の指定義務がかかります。



④10日のうち一部を法定の基準日より前倒して付与し、労働者が自ら年次有給休暇を取得した場合

⇒分割して前倒して付与した場合には、付与日数の合計が10日に達した日からの1年間に5日の指定義務がかかります。当該日以前に、分割して前倒して付与した年次有給休暇について労働者が自ら取得していた場合には、取得した日数を5日の指定義務から控除することができます。



ご不明な点やご質問がございましたら、厚生労働省または事業場の所在地を管轄する都道府県労働局、労働基準監督署におたずねください。

➤ 問合せ先：厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課 03-5253-1111（代表）

➤ 最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署は以下の検索ワードまたはQRコードから参照できます。

検索ワード： 都道府県労働局 または 労働基準監督署
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/>



(2018.9)

「外国人雇用状況」の届出状況について

鹿児島労働局職業対策課

「外国人雇用状況」の届出制度は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」「公用」の者を除く。）であり、数値は平成30年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

1 外国人雇用事業所及び外国人労働者の状況

外国人雇用事業所数 ⇒ 1,393事業所
(前年同期比225事業所、
19.3%の増)
外国人労働者数 ⇒ 6,862人
(同1,320人、23.8%増)



2 国籍別外国人労働者の状況

ベトナム ⇒ 2,996人（前年同期比993人、49.6%の増）
中国 ⇒ 1,367人（同125人、8.4%の減）
フィリピン ⇒ 1,264人（同139人、12.4%の増）
その他 ⇒ 1,235人（同313人、33.9%の増）

3 在留資格別外国人労働者の状況

技能実習 ⇒ 4,343人（前年同期比965人、28.6%の増）
身分に基づく在留資格 ⇒ 1,225人（同54人、4.6%の増）
専門的・技術的分野の在留資格 ⇒ 696人（同105人、17.8%の増）
資格外活動 ⇒ 536人（同165人、44.5%の増）
特定活動 ⇒ 62人（同31人、100.0%の増）

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成30年12月分】

県内有効求人倍率 1.35倍（前月比0.02P減）
全国有効求人倍率 1.63倍（前月と同水準）

県内正社員有効求人倍率 1.04倍
(前年同月比0.10P増)
全国正社員有効求人倍率 1.23倍
(前年同月比0.08P増)

※本県の雇用失業情勢は、景気が緩やかに回復しつつあることや、それに伴う人手不足を背景として、有効求人数が52ヶ月連続で前年同月を上回り、有効求人倍率（季節調整値）は、32ヶ月連続で1倍台で推移するなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善していますが、今後の求人・求職の動きに注視してまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【特定求職者雇用開発助成金】

- 生活保護受給者等雇用開発コース
自治体からハローワークに対して、就労支援の要請があった生活保護受給者や生活困窮者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して支給されます。

雇用の対象は、下記の①～③に当てはまる方となります。

- ①生活保護受給者又は生活困窮者
- ②自治体からハローワークに対して就労支援の要請がなされている方
- ③自治体とハローワークが連携して行う就労支援の期間内の方

ご相談は、県内ハローワークまたは職業対策課（☎ 099-219-8713）へお問い合わせください。

平成31年 業種別死傷災害発生状況（平成31年1月分 速報版）

鹿児島労働局

	平成31年		平成30年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	63	0	63	0	0	0
1 製造業	11	0	17	0	-6	0
1 食料品製造業	10		7		3	
4 木材・木製品製造業	1		1			
9 窯業・土石製品製造業	0		2		-2	
11～12 金属製品製造業	0		1		-1	
13～15 機械器具製造業	0		2		-2	
上記以外の製造業	0		4		-4	
2 鉱業	0	0	0	0	0	0
3 建設業	12	0	13	0	-1	0
1 土木工事業	5		5			
2 建築工事業	7		4		3	
3 その他の建設業	0		4		-4	
4 運輸交通業	9	0	10	0	-1	0
1 鉄道・航空機業	0		0			
2 道路旅客運送業	0		0			
3 道路貨物運送業	9		9			
4 その他の運輸交通業	0		1		-1	
5 貨物取扱業	1	0	3	0	-2	0
1 陸上貨物取扱業	1		0		1	
2 港湾運送業	0		3		-3	
6 農林業	4	0	3	0	1	0
1 農業	1		0		1	
2 林業	3		3			
7 畜産・水産業	4	0	3	0	1	0
8 商業	7	0	5	0	2	0
1 銀売業	1		1			
2 小売業	6		3		3	
3 理美容業	0		0			
4 その他の商業	0		1		-1	
9 金融・広告業	0	0	1	0	-1	0
11 通信業	3	0	1	0	2	0
12 教育・研究業	0	0	1	0	-1	0
13 保健衛生業	6	0	4	0	2	0
1 医療保健業	2		2			
2 社会福祉施設	4		2		2	
3 その他の保健衛生業	0		0			
14 接客娯楽業	5	0	0	0	5	0
1 旅館業	0		0			
2 飲食店	1		0		1	
3 その他の接客娯楽業	4		0		4	
上記以外の事業	1	0	2	0	-1	0
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・と畜業	1		2		-1	
16 宣公署	0		0			
17 その他の事業	0		0			
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）	10	0	9	0	1	0
第三次産業（8-17）	22	0	14	0	8	0

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者は翌月7日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



各種行事・研修会等のご案内

(公社) 鹿児島県労働基準協会

TEL 099-226-3621

各種行事・研修会等のご案内を致します。

詳細は最寄りの支部又は当協会本部までお問い合わせ下さい。

多数の参加をお待ちしています。

名 称	期 日	場 所
2019年度鹿児島労働安全衛生大会	2019年7月1日	鹿児島市民文化ホール
2019年度全国安全週間	2019年7月1日～7月7日	
ゼロ災運動KYTトレーナー研修会	2019年9月26日・27日	鹿児島市
2019年度全国労働衛生週間	2019年10月1日～10月7日	
2019年度全国産業安全衛生大会	2019年10月23日～10月25日	京都市
職場リーダー向けリスクアセスメント研修	2019年11月13日	鹿児島市
鹿児島県労働災害防止研修会（無料）	2020年2月14日	鹿児島市

※詳細は、適時本誌（鹿児島労基）、ホームページ等でご案内致します。

テレワークを活用してみませんか

鹿児島労働局 雇用環境・均等室

**テレワークは、
情報通信技術を活用し、
時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方 です**

子育て、介護と仕事の両立手段となるとともに、ワーク・ライフ・バランスに資することができ、多様な人材の能力発揮が可能となります。

テレワークは、企業、従業員、双方にとってメリットがあります。

【テレワークの効果】

企業 (経営者・推進担当者の 感じる効果)



- 優秀な人材の確保や雇用継続につながった
- 異職率が改善し、従業員の定着率向上が図れた
- 企業のブランドやイメージを向上させることができた

従業員 (テレワーク利用者の 感じる効果)



- 家族と過ごす時間や趣味の時間が増えた
- 集中力が増して、仕事の効率が良くなつた
- 仕事の満足度が上がり、仕事に対する意欲が増した

テレワークには、3種類の形態があります。

- ①【在宅勤務】労働者の自宅で業務を行う
- ②【サテライトオフィス勤務】労働者の属するメインのオフィス以外に設けられたオフィスを利用する
- ③【モバイル勤務】ノートパソコンや携帯電話等を活用して臨機応変に選択した場所で業務を行う



「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を受け、平成30年2月22日に「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を策定しました。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

ホーム | 厚生労働省 > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用環境・均等 > テレワーク > 情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン

* 保健師からお届け
クローバーたより *

2019年3月

風しん予防対策、重要です！

健康 第一 クロ葉さん♪

おいは、風しんにかかったことがあるのか？
予防接種をしたことがあるかも分からんと～！！



- 定期予防接種を受けたかわからない方
- これまで風しんに感染したか不明な方
- どちらも不明な方は、予防接種の検討を！

抗体検査で予防接種が必要かわかります

なるほど！まずは、抗体検査を受けてみつか！

かかりつけ医に相談を



ヘルスサポートセンター鹿児島では定期健康診断受診時にも抗体検査を受けることができます



クロ葉さんの健康への道はまだまだつづく…

出番ですよー!!

おいの健康法

41歳 男性

【鹿児島市在住】
昨年、特定保健指導の対象になり実際に受けたてみて、初めて事の重大さに気づき…。現在もご飯の量を減らし、缶ジュースと間食を止めております。妻にも自分から保健指導のことを話し、食事の面でとても気づかってくれています。あとは、禁煙ですが、なかなか…。家族のために頑張ります！

○ 繼続が大事じゃぞ！

次はわいの番だぞ！
バトンタッチ!!

『2018年の風しん患者累積報告数は前年度の31倍です』

風しんにかかる患者は働く年齢層の方が多く、推定感染源は「職場」が目立ちます。報告患者の9割が成人で、男性が女性の約3.5倍です。男性は特に20~40代が多く、女性では20代が多くみられます。

妊娠が風しんに感染すると、赤ちゃんが『先天性風しん症候群』になる可能性があります。妊娠を考えている女性自身の予防はもちろん重要ですが、周囲の予防対策が必要となります。

風しん予防はワクチン接種が最も有効な方法です

そこで、これまでの風しん対策に下記の対策が追加されました

原則無料

2019年~2021年度末までの3年間で

風しんの抗体検査を前置した上で、抗体価が十分でない方には定期接種を行う

《対象》現在39歳から56歳の男性

(昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性)

実施医療機関: 鹿児島県HPに掲載 <http://www.pref.kagoshima.jp/>

Q:なぜ、上記男性だけが対象なのか？

A:対象期間に生まれた男性は1度も公費でワクチン接種を受ける機会がなく、十分な抗体を持たない方が多い。

Q:なぜ、すぐに予防接種を打てないのか？

A:ワクチンの有効活用のため、まずは抗体価検査を実施。
※感染経験がある方でも抗体価が十分でない方がいます



感染したらどうすればいい？

●風しんは感染力が強いため、風しんを疑う症状を認めたら、仕事にいくことはやめ、医療機関を受診しましょう。

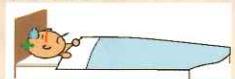
《風しんの症状》

発熱 発疹 リンパ節腫脹(特に耳介部、後頭部、頸部) 関節痛

●医療機関で風しんと診断されたら、主治医や上司等と相談し、発疹が消失するまで仕事を休むことを検討しましょう。

※発疹の出る前後約1週間は、人に感染させる可能性があります。

やむを得ず外出する際は…、マスクをし、できるだけ人込みを避けましょう



打つてみつか

予防でくんなら

移しちよつかも

おいが誰かに

知らんうち

クロ葉
心の狂句



健康の保持・増進のお手伝いをします！！



公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島

〒891-0115 鹿児島市東開町4-96

健康相談・お問い合わせはこちら 電話 099-266-2631



2019年度 労働基準監督官採用試験の実施について

鹿児島労働局総務課

2019年度の労働基準監督官試験採用が次の通り実施されます。

受験資格 1 1989（平成元）年4月2日～

1998（平成10）年4月1日生まれの者

2 1998（平成10）年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの

(1) 大学を卒業した者及び2020年3月までに大学を卒業する見込みの者

(2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認め者

試験の程度 大学卒業程度

試験の区分及び採用予定数

労働基準監督A（法文系）約200名

労働基準監督B（理工系）約60名

インターネット受付期間

平成31年3月29日（金）9:00～4月10日（水）受信有効

インターネット申込専用アドレス

【<http://www.jinji-shiken.go.jp/jukken.html>】

インターネット申込みをご利用ください。

インターネット申込ができない場合は、鹿児島労働局総務部総務課人事係及び県下労働基準監督署において、受験申込書及び受験案内を配付します。

郵送又は持参の受付期間は、平成31年3月29日（金）～4月1日（月）です。（郵送の場合は4月1日（月）までの通信印付印有効。持参の場合は4月1日（月）17時までとなります。郵送又は持参の受付期間が短いので注意してください。）

試験日 第1次試験日 2019年6月9日（日）

第2次試験日 2019年7月16日（火）
～7月18日（木）

第1次試験合格通知書で指定する日時

第1次試験合格者発表日 2019年7月2日（火）9:00

最終合格者発表日 2019年8月20日（火）9:00

申込先（郵送又は持参）

第1次試験地が鹿児島市の場合、

鹿児島労働局 総務部総務課 人事係
(〒892-8535 鹿児島市山下町13-21)

※ 第1次試験地が鹿児島市以外の場合、希望する第1次試験地の労働局へ提出して下さい。

問合先

鹿児島労働局総務部総務課人事係
(電話 099-223-8275)

日本の働き方改革を支える。

【試験要項】

インターネット受付期間 2019年3/29(金)9:00～4/10(水)受信有効
インターネット申込専用アドレス【http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/yukennannai/yukennannai_rouki.pdf】
インターネット申込専用アドレス【<http://www.jinji-shiken.go.jp/jukken.html>】

第1次試験	2019年6/9(日)9:05(受付開始)9:35(試験開始)～18:05(試験終了) 【最終合格者発表日】2019年7月2日(火)9:00
第2次試験	2019年7/16(火)17(水)18(木) 第1次試験合格通知書で指定する日時 【最終合格者発表日】2019年8月20日(火)9:00

採用予定員数 労働基準監督A(法文系) 約200名 労働基準監督B(理工系) 約60名

人事院ホームページ(国家公務員試験採用情報ナビ) <http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>
厚生労働省ホームページ(労働基準監督官採用試験情報) <http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokuhan.html>

お問い合わせ窓口 電話 099-223-8275

QRコード

会員事業場様

DVD教材貸し出しのご案内

(公社)鹿児島県労働基準協会

当協会では、会員事業場向けに安全衛生に関するDVD教材の貸し出しを無料で行っています。

社内の安全衛生教育、安全衛生大会等でご利用下されば幸いです。

申し込みの手続き等につきましては、最寄りの支部へお問い合わせ願います。

なお、貸出要領等詳細については、当協会ホームページに掲載していますのでご覧下さい。

DVD教材貸出一覧表

平成31年2月1日現在

No.	品名	時間
1	職場で行う腰痛予防体操 腰痛予防に欠かせないのが職場で行う予防体操。立ったまま、あるいは椅子などを利用して行う2本立てで体操のモデルを紹介。職場のどこでもできるもので、その具体的なノウハウを解説。	12分
2	知っていますか 安全配慮義務 過重労働や精神的ストレスが引き金になっての、うつ病や自殺など、「心の衛生面」が争点となった民事訴訟が急増。損害賠償額の高額化傾向とともに社会問題化している。このビデオは実際の事例をモデルにドラマ化。過重労働・うつ病・管理者の対応・裁判の判決をケーススタディしつつ、「安全配慮義務」の考え方・実践の基本を、キャスターが分かりやすく解説。	26分
3	誰もが危険 熱中症の新常識 熱中症は高温多湿な環境で発生する健康障害で、重篤な場合、死に至ることも稀ではない。気温と湿度が上昇する季節は、熱中症の危険も高まる。このビデオでは、新しく解明された熱中症発生の要因を詳しく解説。最高気温よりもWBGT値の活用等最新の予防法をわかりやすく紹介する。 [小冊子「誰もが危険 熱中症の新常識」(村山貢司、堀江正知監修 A5判・16頁) 1冊つき]	22分
4	みんなでリスクアセスメント～アセスメント徹底演習～ ロール作業現場をカメラで実写した画像を用い、リスクアセスメントの各手順をみんなで演習しながら、そのプロセスの節目ごとに専門家が解説する。リスクアセスメントに参加する各層の方々にとって進め方の理解を深める絶好の研修ビデオ。	24分
5	みんなで取り組むメンタルヘルス メンタルヘルスの1次予防として、ストレスの源となる好ましくない職場環境を職場ぐるみで改善することが効果的であると、その取り組みが始まっている。このビデオでは、中災防が重点的に取り組んでいる「メンタルヘルス対策に活かす職場環境改善」について解説するとともに、先進企業の取り組み事例を紹介。	24分
6	腰痛 その予防と対処法 さまざまな作業において腰痛予防のポイントとなる「作業方法」「作業姿勢・動作」などを実写映像で紹介するとともに、予防対策として重要な「作業環境の改善」や「リスクアセスメント」なども解説。さらに、実際に腰痛が起きたときの「実践的な対処法」、予防のための「腰痛予防体操」「ストレッチング」「生活習慣」なども紹介。	20分
7	職長・作業リーダーのための 改訂 作業手順書作成マニュアル (リスクアセスメント対応版) よい品質の製品を安全に効率よく生産するためには、作業手順を決めて、みんなで守ることが大切。このビデオでは、現場の職長や職場のリーダーのために作業に活かせる作業手順書のつくり方について、分かりやすく解説。また、手順ごとのリスクアセスメントの実施方法についても説明。	20分
8	安全衛生診断のすすめ～中小企業篇～ 従業員の安全衛生に対して無関心だった中小規模事業場の経営者が、安全衛生の専門家に初めて「安全衛生診断」を依頼するまでの経緯、「安全衛生診断」の実施内容から安全衛生の必要性を自覚するまでをドラマ化。	20分
9	新入社員の安全と健康 新入社員向けの教材です。職場生活の心構えのほか安全のルール、ミーティング、危険予知、保護具、整理整頓など安全衛生の基本をわかりやすく解説。 「新入者安全衛生テキスト」(中災防発行)の内容に準拠し、安全と健康の大切さに気づいてもらえるよう制作。	22分
10	ゼロ災のこころ～危険を予知する人づくり～ ゼロ災運動の提唱者で、安全運動の推進に心を碎く田辺肇氏の講演ビデオ。 「危険の側から安全を考える」「職場のマナーと安全」「ルールを守る職場づくり」など、5つのテーマで「ゼロ災のこころ」を説く。	26分
11	～安全健康職場づくりのキメ手～ 活き生きミーティング 職場ミーティングをひと工夫すれば、安全もコミュニケーションもよくなる。このビデオは、現在ゼロ災運動職場で効果を上げている「始業時ミーティング」をモデルに制作。ミーティングの効果を上げるためのポイントをクローズアップし、分かりやすく解説。	18分
12	VDT作業の正しい進め方～IT時代の健康心得～ 17年ぶりに新しくなった厚生労働省の衛生管理の仕方を紹介すると同時に、作業者にとって適切な照明、採光のしかた、作業姿勢の調整、日常点検などに重点を置いて、正しい作業の進め方を具体的に分かりやすく解説。	22分

13	リスクアセスメントとは ～リスク編～ グローバルスタンダードでは、安全は「許容できるリスク」とされている。リスクアセスメントは「リスクはゼロにならない」とうことを念頭に入れて行う必要がある。 <新入者教育に使えます>	10分
14	リスクアセスメントとは ～アセスメント編～ KYは現場の活動、リスクアセスメントは管理活動。必ず存在するリスクをシステムにのせて適切に管理するのが安全の鍵。 <管理者入門教育に使えます>	10分
15	不注意は起こる！ 「○○に注意」は安全指示とは言えない 人間の注意力には限界があります。注意力に限界がある人間に対し、「作業中、ずっと安全に注意を払い続けなさい」は無理です。「不注意」をテーマに、不注意による死亡災害が多発していること、なぜ人間は安全に対して不注意になるのか、事例と具体的な対応策などについて実写とアニメで紹介するとともにクイズ形式でどれだけ人は注意力があるのか解説します。	16分
16	これだけは知っておきたい 建設作業の基本ベスト10 繰り返し発生している災害の要因となっている設備や機械・工具などを10項目に絞り込み、それぞれの作業について事前に知っておくべきポイントを解説。 新規入場者教育に職長・安全衛生責任者の能力向上教育に最適。もちろん、建設現場で働くすべての作業員にも大切な基本ルールが身につけられます。	20分
17	新版 新規入場時教育 入場初日を甘く見るな 高所から墜落した阿部作業員は救急病院に運ばれ、大腿骨複雑骨折の重傷で休業6か月と診断されました。本作品では、なぜこのような災害が発生したのか、災害前日から時間を遡って検証していきます。 事前に説明や現場の案内があったのにも関わらず、人は誰でもわかりきっていることを軽くみ、面倒なことを省略しようとしたのです。しかし、災害から自分を守ることのできるのは、あなた自身しかいません。新規入場時教育がいかに大切かを入場初日に起きた災害を通して訴えます。	15分
18	災害事例に学ぶ 建設工具・器具の正しい使い方 今まで起きた災害事例を参考にしながら、建設工具・器具の正しい使い方について学んでいきます。 ■携帯用丸のこ盤 ■ディスクグラインダ ■充電式インパクトドライバ ■エンジンカッター ■ブレーカ	17分
19	建設現場で働く皆さん これだけは守ろう 基本ルール17カ条 繰り返し災害をなくすために 災害再発防止のためには、設備面の対策が有効です。しかし、日々刻々と作業内容が変わる建設現場では、何から何まで設備面の対策を行うことは難しいのが現状です。そこで、建設現場で働く皆さんのが、安全の基本ルールを守り、不安全行動を起こさないことがとても重要になります。安全の基本ルールを守ることの重要性、「繰り返し災害」防止のため、守るべき基本ルールには何があるのか？安全の基本ルールを守ることは利益向上にもつながる！これらについて解説します。 ●高所からの墜落災害防止 ●荷上げ・荷下ろし作業による災害防止 ●重機によるはざまれ・巻き込まれ災害防止 ●決められた作業手順は必ず守る ●飛来落下災害・土砂崩壊災害・転倒災害防止 ●あなたの身を守る保護具は正しく装着する	23分
20	メンタルヘルス 職場を元気にするコミュニケーション 昨今、メンタルヘルス対応は深刻な社会問題となっており、企業においても産業医制度や復職支援などの取り組みが定着しつつあります。しかし、心の病気は再発率が50%を超えるともいわれており、現在中心になっている、発症してしまってからの対処法（治療）では根本的な解決ができていないといえます。 また、「ストレッサー（心の病気の引き金となり得るストレス要因）を取り除いて予防すること」は、目まぐるしく変わる現代の社会・経済状況では、難しいといえるでしょう。 そこで、「職場には様々なストレスがあって当たり前」という前提のもと、そうしたストレスにうまく対処する力を高めるという考え方があります。それが、S O Cという力です。 本教材では、「S O Cを高める」という視点から、ストレスに強い人づくり、上司と部下とのコミュニケーションや元気な職場の仕組みづくりの具体的な方法を紹介しています。	57分
21	職場のパフォーマンスを高める「メンタルヘルスケア」実践のポイント 本DVDでは、従来からの医学的視点および遵法の視点からメンタルヘルスをとらえるだけでなく、日常のマネジメントの中で、部下のパフォーマンス発揮という視点から掘り下げ、具体的なメンタルヘルス対応を考えていきます。 仕事がきちんとこなせる状況にあるか、顧客対応は大丈夫かなど、部下のコンディションやパフォーマンスを日々の職場生活の中で確認しながら、メンタルヘルスにどのように対応していくかを管理監督者に学んでいただきます。 ①メンタルヘルスの必要性と基本的な考え方 ②職場のコミュニケーションと部下のコンディション ③不調者の早期発見・早期対応 ④不調者の休職中・職場復帰への対応 ⑤管理監督者のセルフケア	58分

お知らせ パンフレット好評配布中!!

(公社) 鹿児島県労働基準協会

当協会の案内書「2019年度版技能講習・安全衛生教育のご案内」を作成して現在配布中です。
必要な方は下記のお問い合わせ先（本部事務局又は鹿児島教習所）へご連絡のうえ、お取り寄せください。又、各地区の支部にも常時置いてありますので、お近くの方は各支部へお立ち寄りください。

さらに、ホームページをご覧いただきますと案内書の閲覧ができ、各種講習等申込書のダウンロードもできます。
(URL <http://www.kakikyo.or.jp>)

● (公社) 鹿児島県労働基準協会本部・教習所・各支部のお問い合わせ先

施設・支部名	郵便番号	住 所	TEL	FAX
鹿児島県労働基準協会本部 事務局	892-8550	鹿児島市新屋敷町16-16	099-226-3621	099-226-3622
鹿児島教習所 講習実施会場	891-0132	鹿児島市七ツ島1-6-2	099-261-6298	099-261-6299
鹿児島支部	892-0838	鹿児島市新屋敷町16-16	099-226-7427	099-226-7429
川内支部	895-0063	薩摩川内市若葉町4-12	0996-25-1377	0996-41-3936
鹿屋支部	893-0064	鹿屋市西原4-14-22	0994-40-9055	0994-40-9056
加治木支部	899-5211	姶良市加治木町新富町102-2	0995-63-1030	0995-63-1030
加世田支部	897-0006	南さつま市加世田本町53-6	0993-58-2183	0993-58-2184
志布志支部	899-7103	志布志市志布志町志布志3225-3	099-472-4877	099-472-4833
大島支部	894-0026	奄美市名瀬港町15-1紬会館ビル5階	0997-53-5487	0997-53-6270
種子島支部	891-3101	西之表市西之表16388ゆうこうビル101号	0997-22-2736	0997-22-2731

2019
年度版

労働安全衛生法に基づく 技能講習・安全衛生教育の ご案内



鹿児島労働局長登録教習機関
公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16番16号

TEL 099-226-3621 FAX 099-226-3622

URL <http://www.kakikyo.or.jp>

鹿児島基準協会



鹿児島教習所

〒891-0132 鹿児島市七ツ島1-6-2

TEL 099-261-6298 FAX 099-261-6299

クリック

(公社)鹿児島県労働基準協会

技能講習実施計画表

(注)表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名		月	2019年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020年 1月	2月	3月
就業制限(運転)業務	車両系建設機械運転 (整地運搬積込み用及び掘削用)	8~12 3/11~15 教習所	13~17 4/15~19 教習所	10~14 5/13~17 教習所	22~26 6/24~28 教習所	26~30 7/22~26 教習所	9~13 8/5~9 教習所	28~11/1 9/30~10/4 教習所	25~29 10/28~11/1 教習所			20~24 12/9~13 教習所	17~21 1/20~24 教習所	
		15~19 3/11~13 鹿屋市 受付は 鹿屋支部		24~28 5/27~31 教習所										
		22~26 4/1~5 教習所												
	車両系建設機械運転 (解体用)			6 5/7~10 教習所			2 7/29~8/2 教習所		11 10/15~18 教習所			12 1/14~17 教習所		
				7 5/7~10 教習所			3 7/29~8/2 教習所							
	小型移動式 クレーン運転	15~17 3/18~22 教習所	8~10 4/1~12 西之表市 受付は 種子島支部	17~19 5/20~24 教習所	8~10 6/3~7 薩摩川内市 受付は 川内支部	19~21 7/16~19 教習所	4~6 7/29~8/2 霧島市 受付は 加治木支部		5~7 10/7~11 教習所	16~18 11/18~22 教習所			16~18 2/17~21 教習所	
			27~29 4/22~26 教習所		16~18 6/17~19 鹿屋市 受付は 鹿屋支部		17~19 8/5~9 曾於市 受付は 志布志支部							
	床上操作式クレーン運転		7~9 4/8~12 教習所	3~5 5/7~10 教習所	1~3 6/3~7 教習所	5~7 7/8~12 教習所	30~10/2 9/2~6 教習所		11~13 10/15~18 教習所		6~8 11/25~29 教習所		2~4 2/3~7 教習所	
	高所作業車運転 (普通自動車運転免許所持者対象)		20~21 4/15~19 教習所		16~17 6/17~21 教習所	19~20 7/22~26 薩摩川内市 受付は 川内支部	17~18 8/19~23 教習所	7~8 9/9~13 教習所	18~19 10/21~25 教習所		14~15 12/2~6 教習所	12~13 1/14~17 教習所		
	不整地運搬車運転		29~30 4/22~26 教習所					23~24 9/24~27 教習所			14~15 12/2~6 教習所			
	フォークリフト運転 (普通自動車運転免許所持者対象)	1~5 3/4~8 教習所	7~11 4/8~12 教習所	3~7 5/7~10 教習所	1~5 6/3~7 教習所		2~6 7/29~8/2 教習所		11~15 10/15~18 教習所	2~6 11/5~8 教習所	6~10 11/25~29 教習所	3~7 1/6~10 教習所	2~6 2/3~7 教習所	
				24~28 5/27~29	29~8/2 7/1~5 教習所		30~10/4 9/2~6 教習所							
就業制限業務	玉掛け	8~10 3/11~15 教習所	13~15 4/15~19 教習所	10~12 5/13~17 教習所	22~24 6/24~28 教習所	26~28 7/22~26 教習所	9~11 8/5~9 教習所	7~9 9/2~6 薩摩川内市 受付は 川内支部	5~7 10/7~11 曾於市 受付は 志布志支部	9~11 11/11~15 教習所	27~29 12/16~20 教習所	17~19 1/20~24 教習所	9~11 2/10~14 教習所	
			20~22 4/17~19 鹿屋市 受付は 鹿屋支部	24~26 5/27~31 教習所				15~17 9/17~20 教習所	25~27 10/28~11/1 教習所					
	ガス溶接	24~25 4/1~5 教習所					17~18 8/19~23 教習所			23~24 11/18~22 教習所				

[登録の有効期間の満了日 2024.3.30]

(公社)鹿児島県労働基準協会

作業主任者技能講習実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名		月	2019年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020年 1月	2月	3月
作業主任者選任	有機溶剤作業主任者		23~24 4/22~26 オロシティー				8~9 7/8~12 オロシティー	19~20 8/19~23 オロシティー		14~15 10/15~18 オロシティー			13~14 1/14~17 教習所	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		15~17 4/15~19 教習所	19~21 5/20~24 教習所	10~12 6/10~14 教習所	21~23 7/16~19 教習所	25~27 8/26~30 教習所	16~18 9/17~20 教習所		21~22 10/15~25 奄美市 受付は 大島支部			26~28 1/27~31 教習所	
	石綿作業主任者				25~26 6/24~28 教習所					28~29 10/28~11/1 教習所			6~7 1/6~10 教習所	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		9~10 4/8~12 オロシティー		18~19 6/17~21 オロシティー	29~30 7/22~26 オロシティー		10~11 9/9~13 オロシティー				23~24 12/9~13 教習所		
	乾燥設備作業主任者							5~6 7/29~8/2 教習所						
	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者						6~7 7/8~12 教習所							

〔登録の有効期間の満了日 2024.3.30〕

移動式クレーン運転実技教習実施計画表

(注) 表中の上欄期日は教習日、中欄は受付日、下欄は教習実施会場です。

講習名		月	2019年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020年 1月	2月	3月
教習	移動式クレーン運転実技 (5トン以上) [実技免除]		22~27 4/1~5 教習所			8~13 6/10~14 教習所	5~10 7/8~12 教習所		28~11/2 9/30~10/4 教習所		9~14 11/11~15 教習所		24~29 1/27~31 教習所	

〔登録の有効期間の満了日 2024.3.30〕

養成講習実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名		月	2019年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020年 1月	2月	3月
養成講習	安全衛生推進者				20~21 5/20~24 オロシティー					7~8 10/7~11 教習所				12~13 2/10~14 教習所
	衛生推進者		26 4/1~5 オロシティー				26 7/22~26 オロシティー				20 11/18~22 オロシティー			

〔登録の有効期間の満了日 2019.9.29 更新申請予定〕

(公社)鹿児島県労働基準協会

特別教育・その他安全衛生教育実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名		月	2019年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020年 1月	2月	3月
特別教育	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬積込み用及び掘削用)					16~17 6/17~21 教習所			15~16 9/17~20 教習所					10~11 2/10~14 教習所
	ローラー運転		27~28 4/22~26 教習所	11~12 5/7~17 西之表市 受付は 種子島支部			26~27 8/26~30 教習所			23~24 11/18~22 教習所				
	巻上げ機の運転	22~23 4/1~5 教習所						30~31 9/30~10/4 教習所				25~26 1/27~31 教習所		
	研削といしの取替え等 (自由研削用)		22 4/15~19 教習所			5 7/8~12 教習所			6 10/7~11 教習所		27 12/16~20 教習所		9 2/10~14 教習所	
	アーク溶接等 <small>申込者多数の場合は、3日目の実技を受付順に延長して実施します。</small>	15~17 3/18~22 教習所		17~19 5/20~24 教習所	8~10 6/10~14 教習所		24~26 8/26~30 教習所	23~25 9/24~27 教習所			20~22 12/9~13 教習所			
	クレーン運転 (つり上げ荷重5t未満) <small>申込者多数の場合は、2日目の実技を受付順に延長して実施します。</small>	1~2 3/4~8 教習所	27~28 4/22~26 教習所		29~30 7/1~5 教習所	19~20 7/16~19 教習所		7~8 9/9~13 教習所	18~19 10/21~25 教習所	2~3 11/5~8 教習所		3~4 1/6~10 教習所		
	酸素欠乏・硫化水素危険作業	19 3/18~22 教習所							1 9/30~10/4 教習所					
	粉じん作業						11 8/5~9 教習所							
準備講習	第一種衛生管理者試験			3~5 5/7~10 オロシティー										
	第二種衛生管理者試験			27~28 5/27~31 オロシティー										
	職長教育		23~24 4/22~26 教習所		4~5 6/3~7 教習所	1~2 7/1~5 教習所	12~13 8/5~9 教習所			19~20 11/18~22 教習所			16~17 2/17~21 教習所	
その他の教育	安全管理者選任時研修		20~21 4/15~19 教習所				3~4 7/29~8/2 教習所				30~31 12/16~20 教習所			
	ゼロ災害運動危険予知活動トレーナー研修会						26~27 オロシティー							
	職場リーダー向けリスクアセスメント研修								13 オロシティー					
再認識	高所作業車													

希望者が集まり次第随時実施します

(公社)鹿児島県労働基準協会

2019年度版

中央労働災害防止協会(中災防)の各種研修会のご案内

中央労働災害防止協会（中災防）は、事業主の自主的な労働災害防止活動の促進を通じて、安全衛生の向上を図ることを目的に、労働災害防止団体法に基づき設立された団体です。

中災防は、職場のリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）、ゼロ災運動、心とからだの健康づくりなどを「人材の育成」、「専門技術を駆使した技術サポート」、「最新かつ確かな情報の発信」の三つの側面から総合的にサポートいたします。

職場の安全衛生活動を支える管理・監督者、そして安全衛生スタッフを養成することは、事業場の安全衛生水準の向上に不可欠です。

当労働基準協会は、中災防の行う研修会に協力し事業場のニーズに対応した安全衛生教育を推進します。

中小規模事業場の自主的な安全衛生活動を支援するための研修会割引制度(平成30年度実績)

次の要件にすべてあてはまる事業場に対して研修会の料金の一部を割引料金で受講できます。

- ①労災保険適用事業場
- ②常時使用する労働者数が300人未満であること。
- ③労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の写し(労働基準監督署の受付印があるもの)を提出できること。

問合せ先

中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター
〒812-0008 福岡市博多区東光2-16-14
TEL : 092-437-1664 FAX : 092-437-1669

■ ゼロ災運動 KYTトレーナー研修

- | | | |
|-------------|--|-------------|
| 対象 | 企業の管理監督者、安全衛生スタッフ等 | |
| 内容 | 企業内におけるKYTトレーナーの養成を目指してゼロ災活動の基本理念、実践的な活動技術等の体験学習を行います。 | |
| 料金 | 22,356円(会員) | 24,840円(一般) |
| 割引料金 | 調整中(中小・会員) | 調整中(中小・一般) |
| 日程 | 2019年9月26日(木)～9月27日(金) | |

2日研修
定員96名 鹿児島市会場

ゼロ災運動は、「一人ひとり
カケガエノナイひと」この人間
尊重の理念が、出発点です。
KY活動、指差呼称、4Sなど
の普及・定着を進めていきます。

■ 職場リーダー向け リスクアセスメント研修

- | | | |
|-------------|---|-------------|
| 対象 | 職長や職場リーダー等で、各職場においてリスクアセスメントを実施する際に、中心的な役割を果たす方及びその候補者 | |
| 内容 | 危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、評価等職場におけるリスクアセスメントの実際のやり方を習得するための演習を中心とした研修会です。 | |
| 料金 | 28,710円(会員) | 31,900円(一般) |
| 割引料金 | 調整中(中小・会員) | 調整中(中小・一般) |
| 日程 | 2019年11月13日(水) | |

1日研修
定員60名 鹿児島市会場

継続的に安全衛生管理を進めて
いく労働安全衛生マネジメントの
導入・運用が産業界では求められ
ています。
鹿児島県内の事業場の安全衛生
管理のレベルアップが願いです。

※研修間近になりましたら、(公社)鹿児島県労働基準協会ホームページ及び会報紙にてご案内致します。

(2019年2月1日現在)

平成31年4月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会

検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 4/1~4/5	3/4~3/8	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
	【科目免除者】 4/1~4/2		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 4/8~4/12	3/11~3/15	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
	【科目免除者】 4/8~4/9		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
玉掛け	4/8~4/10	3/11~3/15	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
小型移動式クレーン運転	4/15~4/17	3/18~3/22	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 4/22~4/26	4/1~4/5	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
	【科目免除者】 4/22~4/23		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
ガス溶接	4/24~4/25	4/1~4/5	会員 9,004円 一般 9,504円	
移動式クレーン運転実技教習 (5t以上)	4/22~4/27	4/1~4/5	【全科目者】 会員 89,882円 一般 90,882円 【学科免除者】 79,920円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)
クレーン運転	4/1~4/2	3/4~3/8	会員 16,770円 一般 20,010円	
アーク溶接等	4/15~4/17	3/18~3/22	会員 18,360円 一般 21,600円	
酸素欠乏・硫化水素危険作業	4/19	3/18~3/22	会員 8,856円 一般 9,936円	
巻上げ機の運転	4/22~4/23	4/1~4/5	会員 15,340円 一般 18,580円	
その他衛生推進者養成講習	4/26	4/1~4/5	会員 8,140円 一般 8,640円	※会場がオロシティーホールとなります。

鹿屋地区での講習会のお知らせ

鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 技能講習	【全科目者】 4/15~4/19	3/11~3/13	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
	【科目免除者】 4/15~4/16		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者

種子島地区での講習会のお知らせ

種子島支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0997-22-2736 FAX0997-22-2731

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
小型移動式クレーン運転 技能講習	5/8~5/10	4/1~4/12	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

（備考） 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただか、案内書をお取り寄せください。